

※ 徳島市立以外小中学校用

徳島市教育委員会

【注意】

就学援助を希望される方は、このお知らせをお読みになり必ず申請をしてください。前年度に認定を受けた方も申請が必要です。また、このお知らせには支給に関する内容が記載されていますので、申請書提出後も保管してください。

1 就学援助制度について

経済的な理由によって、就学困難な児童生徒の保護者等に学用品費や修学旅行費等の援助を行います。

(→ 援助の内容について 支給費目P3、受給方法P3)

2 援助を受けることができる方

○ 原則として、徳島市に住所を有する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮しており、徳島市教育委員会が交付を必要と認定した方。（→ 認定基準P2）

○ 生活保護（教育扶助）を受けている方には、修学旅行費、医療費のみ支給します。なお申請は必要ありません。
(注：医療扶助のみ受給している方は申請が必要です。)

※ 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や県の里親制度を受けている場合等は、受給できません。

3 申請手続きについて（申請する前に必ずお読みください。）

就学援助は、前年中の世帯の総所得により審査を行いますので、所得の申告ができていないと審査できません。
同一建物内に居住する19歳以上の方は申告が必要となります。申告がまだの方は、5月12日（金）までに必ず申告してください。なお、所得のない方も申告が必要です。（→所得の申告方法・申告場所について P2）

① 申請書 お知らせの4ページ（→ 記入例 P5）

申請書は、同じ学校に通学されているお子様が複数人いる場合も1枚の申請書だけで申請できます。

ただし、徳島市立の小・中学校に通学されているお子様については、徳島市立用の申請書で在学へ、別途申請してください。

② 提出先 お子様が通学している学校

学校が開いている時間内に学校の就学援助担当者に申請書を提出してください。

【重 要】 お子様を通じての提出はご遠慮ください。 やむを得ずお子様を通じて提出される場合は、事前に学校へ電話等でご連絡いただき、確実に受理されるようにしてください。万一、申請が受理できていなかった場合は、さかのぼっての認定はできません。

② 提出期限 令和5年5月1日（月）

5月1日の提出期限を過ぎても申請はできますが、4月分からの支給開始になりません。受付日により支給開始月は次のとおり変わります。なお、毎月1日が受付最終日ですが、土曜日・日曜日又は祝日となる場合は翌日となります。

受付期間	4／10 5／1	5／2 6／1	6／2 7／3	7／4 8／1	8／2 9／1	9／4 10／2	10／3 11／1	11／2 12／1	12／4 1／4	1／5 2／1	2／2 3／1
支給開始	4月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

③ 審査結果の送付について

5月1日までに申請された方については、7月3日付けで教育委員会より認否の通知を送付します。

7月7日までに通知が無い場合は、必ず学校教育課までお問い合わせください。5月2日以降に申請された方については、随時お知らせします。

☆ 認定について

① 認定基準

当該年度に納付すべき市町村民税（特別区民税）の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得額が、生活保護基準相当額の 1.2 倍未満であれば認定となります。

〈認定となる所得限度額の目安〉

(例1) 父35歳、母30歳、子7歳、子4歳

4人世帯 年額 $2,225,000\text{円} \times 1.2 = 2,670,000\text{円}$

(例2) 父40歳、母35歳、子13歳、子9歳、祖父66歳、祖母63歳

6人世帯 年額 $3,168,000\text{円} \times 1.2 = 3,801,600\text{円}$

(例3) 母30歳、子7歳、子5歳

3人世帯 年額 $1,825,000\text{円} \times 1.2 = 2,190,000\text{円}$

※ 上記の認定となる所得限度額は、世帯員数・年齢構成によって異なります。あくまで目安として参考にしてください。

※ 就学援助の認定においては、住民登録上別世帯であっても同一建物に居住している場合は、同一世帯として審査いたしますので、申請書の世帯状況欄には同一建物に居住している方を全員記入してください。

〈家賃加算について〉

所得による一次審査の結果、認定基準超過となった方で家賃の支払いがある場合は、後日、賃貸契約書と家賃証明書を提出していただくと、家賃月額 45,600円を上限として認定所得限度額に加算し、二次審査を行うことができます。申請書の『二次認定のための事前調査』欄で家賃月額を記入された方には、家賃加算の試算をした上で二次審査の通知を送付します。ただし、住宅ローンについては考慮しません。

② 所得の申告方法・申告場所等について

世帯員全員の令和4年1月から12月までの総所得額が審査対象となります。19歳以上の世帯員の方は、この期間に所得がなかったとしても、下記の(ア)又は(イ)の手続きを行ってください。なお、所得がない場合、税の申告義務はありませんが、就学援助の審査の為に申告が必要ですので手続を行ってください。

(ア) 次の方は、所得の申告を期限までにお済ませください。（所得課税証明書の提出は必要ありません。）

・課税地（令和5年1月1日現在の住所地）が徳島市である方で、就学援助申請書の①所得の調査に対する承諾欄で、「1 教育委員会が調査することを承諾します」を選択された方。

※ 未申告の方は所得の申告が必要ですが、既に申告済みの方は、改めて所得の申告を行う必要はありません。

申告場所：徳島市役所2階 市民税課 22番窓口

期限：令和5年5月12日（金）

ご不明な点がございましたら、学校教育課までご連絡ください。

(イ) 次の方は、徳島市で所得の確認ができないため、所得課税証明書を期限までに提出してください。

・課税地（令和5年1月1日現在の住所地）が徳島市外である方

・就学援助申請書の①所得の調査に対する承諾欄で、「2 承諾しません」を選択された方

※ 未申告の方は、課税地で所得の申告も必要です。

課税地で令和5年度市（特別区・町・村）・県（都・道・府）民税所得課税証明書（令和4年1月から12月までの所得）の交付を受け、学校教育課に提出してください。ただし、所得課税証明書は6月以降でないと交付されませんので、この就学援助申請書は5月1日（月）までに学校に提出し、後日、所得課税証明書を下記の期限までに学校教育課に提出してください。（所得課税証明書の交付開始時期については課税地となる自治体でご確認のうえ、お手続きください。）

提出場所：徳島市役所11階 徳島市教育委員会 学校教育課

提出期限：令和5年6月13日（火）

※事情により所得課税証明書が期限までに提出できない場合は、あらかじめ学校教育課にご連絡ください。

☆ 援助費の支給について

- ① 支給費目（費目ごとに補助単価を設定しています。保護者が学校で集金される金額すべてを支給する制度ではありませんのでご了承ください。）(単位：円)

支 給 費 目	対 象 者	小 学 校 単 価	中 学 校 単 価
学 用 品 費	全 学 年	徳島市 に居住	年額 22,730
通 学 用 品 費	1 年 生 以 外		年額 2,270
校 外 活 動 費 (宿泊を伴わないもの)	参 加 者		実費上限 2,310
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)	原則5年生児童で宿泊訓練参加者		実費上限 3,690
新 入 学 学 用 品 費	5/1までに申請があった1年生(*1)		年額 60,000
修 学 旅 行 費	参 加 者		実費上限 60,910

表は支給予定額のため、変更となる場合がございます。

*1 新入学学用品費に相当する費目の支給を既に受けている場合は、新入学学用品費の支給は受けられません。新入学学用品費の先行支給に関してのご案内は、対象者へ入学前に別途通知いたします。

② 受給方法

援助費の受け取り方法は、次の(1)直接口座払 (2)学校長委任払 の2つから選択してください。

ただし、年度途中で未納金が発生し、口座に援助費の支給を受けたにもかかわらず未納が解消されない場合など教育委員会が必要と認めた場合は、学校長委任払に変更することがあります。

(1) 直接口座払

申請者（保護者）の指定する口座に、4ヶ月分を年3回の後払いでの援助費が振り込まれる方法です。毎月の校納金は、保護者の方の立て替え払いとなります。

○振込み予定日

第1回 8月31日（4月～7月分）
第2回 12月20日（8月～11月分）
第3回 3月25日（12月～3月分）

※ 校外活動費は第3回に振り込みます。引っ越しによる転出等があった場合は、転出日以降で一番近い振込み予定日に振り込みます。

上記の(1)を選択した方は、徳島市内の店舗で開設した申請者（保護者）名義の普通預金口座を指定してください。申請者（保護者）は、世帯主でなくても構いません。なお、申請者（保護者）変更や氏名の変更があった場合は、振込みができませんので学校又は学校教育課に申し出てください。

(2) 学校長委任払（※ こちらを選択する場合は学校教育課にご相談ください。）

校長に援助費の請求、受領、返納の処理を委任する方法です。認定以後は、校長を通じて支給します。
立て替え払いが困難な方は、こちらを選択してください。

☆ その他

援助費をその交付を受けた目的外に使用した場合、および虚偽（住所を含む）又は不正の申請をした場合は、認定が取消しとなり、援助費を返還していただくことになりますのでご注意ください。なお、援助費の支給後、支給の対象とならない事が判明した場合も、対象外の援助費を返還していただきます。

また、次の場合は、必ず各学校又は教育委員会学校教育課まで連絡してください。

- ① 生活保護（教育扶助）を受ける場合。（就学援助の受給と併用できません。）
- ② 経済状態の好転により就学援助の必要がなくなった場合。
- ③ その他申請後、再婚・離婚等世帯状況に変化があった場合。
- ④ 認定後に措置費が支給される施設に入所した場合や、里親制度を利用することになった場合。
- ⑤ 直接口座払を選択された方で、指定された口座の解約、名義変更等をした場合。

詳しくは、教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

就学援助についてのお問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所11階
徳島市教育委員会学校教育課 就学援助担当 Tel 088-621-5414